

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	45	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	スーパー中樞港湾において外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>○特例措置の対象（支援を必要とする制度の概要）</p> <p>① 港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者により設立された公益財団法人で政令で定めるもの〔（財）横浜港・（財）名古屋港・（財）大阪港・（財）神戸港埠頭公社〕が旧外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（注）第2条第1項の規定により承継した一定規模以上のコンテナ埠頭*</p> <p>② 上記外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに所有している一定規模以上のコンテナ埠頭*</p> <p>※：水深13m以上、延長300m以上、面積90,000㎡以上の埠頭 水深14m以上、延長330m以上、面積115,500㎡以上の埠頭</p> <p>○特例措置の内容</p> <p>①については、固定資産税・都市計画税の課税標準を3/5とする ②については、固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2とする</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第13項、附則第41条第3項、 地方税法施行令附則第11条第19項、第20項、第21項、地方税法施行規則附則第6条第39項、第40項</p>		
要望理由	<p>近年、アジア域内において国際港湾間競争が激化する中で、わが国主要港は相対的にその地位が低下している。これは、アジア地域の急速な経済成長に加え、アジア諸港を始めとする海外の港湾と比較して取扱コストが高い等のためである。</p> <p>外貿埠頭公社の整備するコンテナターミナルは、5大港のコンテナ貨物取扱量の約7割を占めるとともに、その取り扱う貨物は全国にわたっており、我が国の産業活動や国民生活を支える極めて公共性及び公益性の高い施設であるが、国際競争間競争が激化する中で、港湾コストの上昇を極力避ける必要があり、管理運営の効率化によるコストの削減等が強く求められているところである。</p> <p>このため国としてスーパー中樞港湾政策に取り組んでおり、その一環として、外貿埠頭公社のコンテナターミナルの管理運営の効率化を図り、我が国港湾の国際競争力の強化を目的とした「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」が平成18年10月に施行され、外貿埠頭公社は株式会社化を行えることとなった。東京港埠頭公社が平成20年4月に株式会社化を果たしており、大阪港埠頭公社が平成23年度早々の株式会社化を目指しているほか、他の外貿埠頭公社においても株式会社化の検討を行っているところである。</p> <p>しかし公社である間も、厳しい国際港湾間競争にさらされており、スーパー中樞プロジェクトの中でコスト競争力の強化を図らなければならないことには変わりはない。国としても、引き続き無利子貸付等の施設整備支援や、スーパー中樞港湾への集荷等の施策を積極的に行うこととしており、併せて本税制の継続により貸付料の低廉化を図ることにより、我が国産業経済の国際競争力を確保することが必要不可欠。このため、本特例について期限の延長を是非お願いしたい。</p>		
減収見込額	(初年度)	717	(平年度) 711 (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・国税 なし	・融資、補助金その他 ○外貿埠頭公社に対する無利子貸付 ○外貿埠頭公社に対する港湾機能高度化施設整備事業費補助 ○「コンテナ物流の総合的集中改革プログラム」
	22年度の望	・国税 なし	・融資、補助金その他 ○外貿埠頭公社に対する無利子貸付 ○「コンテナ物流の総合的集中改革プログラム」
過去の要望経緯	昭和56年度に創設、平成10年度に政策税制へ衣替え、平成12年度、14年度（旧公団より取得した一定規模以上の特例を1/2から3/5へ見直し、平成10年4月1日以降取得した大規模特例を1/3から1/5へ見直し）、16年度、18年度、20年度に延長		
本要望に対応する			

